

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 （略） 第1【募集（売出）要項】 （1）～（11） （略） <u>（12）【振替機関に関する事項】</u> <u>（13）</u> （略） 第2 （略） （記載上の注意） （略）	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第一号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 （略） 第1【募集（売出）要項】 （1）～（11） （略） （新設） <u>（12）</u> （略） 第2 （略） （記載上の注意） （略）

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第一号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第 1 【募集（売出）要項】 (1)～(11) (略) <u>(12) 【振替機関に関する事項】</u> <u>(13) (略)</u> 第 2 (略) (記載上の注意) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第一号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第 1 【募集（売出）要項】 (1)～(11) (略) (新設) <u>(12) (略)</u> 第 2 (略) (記載上の注意) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第1【募集（売出）要項】 1 (略) 2【投資法人債券】 (1)～(16) (略) (17)【振替機関又は登録機関に関する事項】 (18)・(19) (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第1【募集（売出）要項】 1 (略) 2【投資法人債券】 (1)～(16) (略) (17)【登録機関に関する事項】 (18)・(19) (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第一号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第1【募集（売出）要項】 1 (略) 2【外国投資法人債券】 (1)～(16) (略) (17)【振替機関又は登録機関に関する事項】 (18)・(19) (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第一号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第1【募集（売出）要項】 1 (略) 2【外国投資法人債券】 (1)～(16) (略) (17)【登録機関に関する事項】 (18)・(19) (略) 第2 (略) (記載上の注意) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第一部【募集（売出）要項】 第1【社債】 1～15 (略) 16【<u>振替機関又は登録機関</u>に関する事項】 17～28 (略) 第2～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第一部【募集（売出）要項】 第1【社債】 1～15 (略) 16【<u>登録機関</u>に関する事項】 17～28 (略) 第2～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第一部【募集（売出）要項】 第1【社債】 1～15 (略) 16【<u>振替機関又は登録機関に関する事項</u>】 17～29 (略) 第2～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第二号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第一部【募集（売出）要項】 第1【社債】 1～15 (略) 16【<u>登録機関に関する事項</u>】 17～29 (略) 第2～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 (1)～(11) (略) (12)【振替機関に関する事項】 (13) (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 内国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。<u>ただし、振替内国投資信託受益権（社債等の振替に関する法律（平成14年法律第75号）第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する投資信託の受益権をいう。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。</u> b (略) (5)～(61) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 (1)～(11) (略) (新設) (12) (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 内国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。 b (略) (5)～(61) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 (1)～(11) (略) (12)【振替機関に関する事項】 (13) (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 外国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。<u>ただし、振替外国投資信託受益権（社債等の振替に関する法律（平成14年法律第75号）第121条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国投資信託の受益権をいう。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。</u> b (略) (5)～(72) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 (1)～(11) (略) (新設) (12) (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 外国投資信託受益証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。 b (略) (5)～(72) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第 1 (略) 第 2【投資法人債券】 (1)～(16) (略) (17)【振替機関又は登録機関に関する事項】 (18)～(20) (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～f (略) g この様式中「投資法人債券」及び「券面総額」は、振替投資法人債（社債等の振替に関する法律第 1 1 5 条において準用する同法第 6 6 条（第 1 号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを含むものとする。 (2)・(3) (略) (4) 内国投資証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。<u>ただし、振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。</u> b (略) (5)～(61) (略) (62) 投資有価証券の主要銘柄 a (略) b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（振替社債等（社債等の振替に関する法律第 1 2 9 条に規定する振替社債等をいう。）に係るものを含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 (63)～(66) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第 1 (略) 第 2【投資法人債券】 (1)～(16) (略) (17)【登録機関に関する事項】 (18)～(20) (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～f (略) (新設) (2)・(3) (略) (4) 内国投資証券の形態等 a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。 b (略) (5)～(61) (略) (62) 投資有価証券の主要銘柄 a (略) b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。 (63)～(66) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第 1 (略) 第 2【外国投資法人債券】 (1)～(16) (略) (17)【振替機関又は登録機関に関する事項】 (18)～(20) (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～i (略) j この様式中「外国投資法人債券」、「券面総額」及び「投資法人債券に類するもの」は、 振替外債（社債等の振替に関する法律第 1 2 7 条において準用する同法第 6 6 条（第 1 号を 除く。）に規定する外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）に係るものを 含むものとする。 (2)～(15) (略) (16) 外国投資法人債券の形態等 (7)に準じて記載すること。<u>ただし、振替外債については、記名・無記名の別の記載を要しない</u> 。 (17)～(79) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第 1 (略) 第 2【外国投資法人債券】 (1)～(16) (略) (17)【登録機関に関する事項】 (18)～(20) (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～i (略) (新設) (2)～(15) (略) (16) 外国投資法人債券の形態等 (7)に準じて記載すること。 (17)～(79) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【社債】 1～15 (略) 16【振替機関又は登録機関に関する事項】 17～28 (略) 第2～第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d この様式中「券面金額」は、振替特定社債（社債等の振替に関する法律第118条において準用する同法第66条に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定社債をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを、「証券」は振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条に規定する振替社債等をいう。）に係るものを、含むものとする。 (2)・(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a 記名・無記名の別等を記載すること。<u>ただし、振替特定社債については、この限りでない。</u> b～h (略) (5)～(39) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【社債】 1～15 (略) 16【登録機関に関する事項】 17～28 (略) 第2～第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) (新設) (2)・(3) (略) (4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a 記名・無記名の別等を記載すること。 b～h (略) (5)～(39) (略)

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【社債】 1～15 (略) 16【振替機関又は登録機関に関する事項】 17～29 (略) 第2～第5 (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) d この様式中「券面金額」は振替外債（社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。以下この様式において同じ。）に係るものを、「証券」は振替社債等（社債等の振替に関する法律第129条に規定する振替社債等をいう。）に係るものを、それぞれ含むものとする。 e～g (略) (2)～(4) (略) (5) 保管に関する事項 外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。<u>ただし、振替外債については、この限りでない。</u> (6)～(15) (略) (16) 外国資産流動化証券の様式 当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあつては、その旨及び社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第69条第1項に規定する通知事項）の内容について記載すること。	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第1【社債】 1～15 (略) 16【登録機関に関する事項】 17～29 (略) 第2～第5 (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1) 一般的事項 a～c (略) (新設) d～f (略) (2)～(4) (略) (5) 保管に関する事項 外国資産流動化証券の保管に関する事項を記載すること。 (6)～(15) (略) (16) 外国資産流動化証券の様式 当該外国資産流動化証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第五号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第 1～第11 (略) 第12【振替機関に関する事項】 第13【その他】(8) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 内国資産信託流動化受益証券の形態及び基本的な仕組み等 a 記名・無記名の別を記載すること。<u>ただし、振替特定目的信託受益権（社債等の振替に関する法律第 1 2 5 条において準用する同法第 6 6 条（第 1 号を除く。）に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。以下この様式において同じ。）については、この限りでない。</u> b (略) (5)～(34) (略) (35) 内国資産信託流動化受益証券の様式 当該内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあつては、その旨及び社債等の振替に関する法律第 1 2 5 条において準用する同法第 6 9 条第 1 項に規定する通知事項）の内容について記載すること。	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第五号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第 1～第11 (略) (新設) 第12【その他】(8) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 内国資産信託流動化受益証券の形態及び基本的な仕組み等 a 記名・無記名の別を記載すること。 b (略) (5)～(34) (略) (35) 内国資産信託流動化受益証券の様式 当該外国資産流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。

改 正 案	現 行
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第 1 ～第12 (略) 第13【振替機関に関する事項】 第14【その他】(10) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) 第一部【証券情報】 第 1 ～第12 (略) (新設) 第13【その他】(10) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)